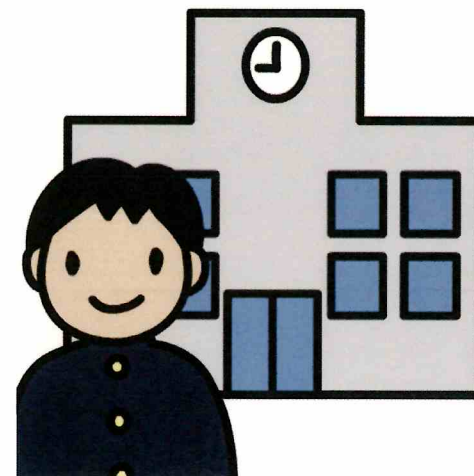
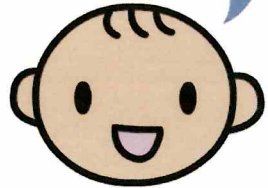


令和5年度入学生説明会

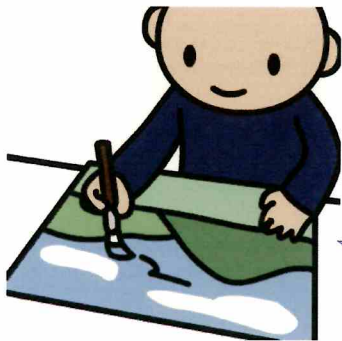
特別支援教育について



こんなことはありませんか？

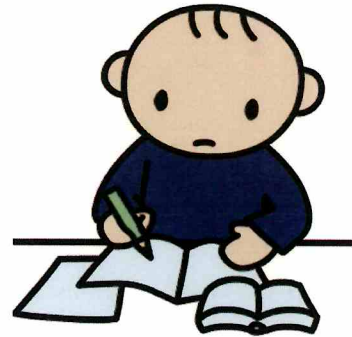


聞いたことを理解するのに
時間がかかる

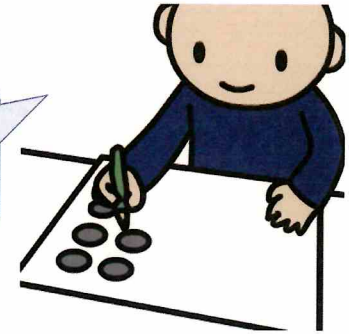


手先の動作に時間がかかる

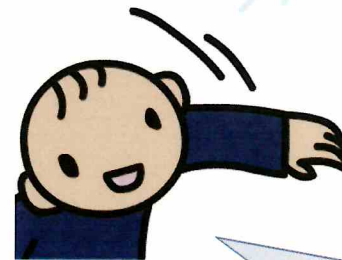
覚えることに時間がかかる



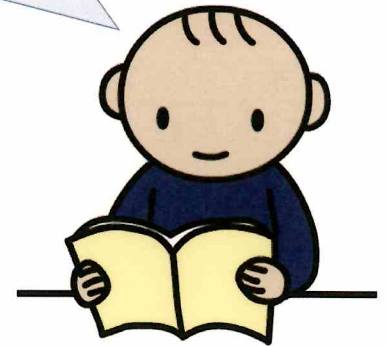
字を書いたり計算することに
時間がかかる



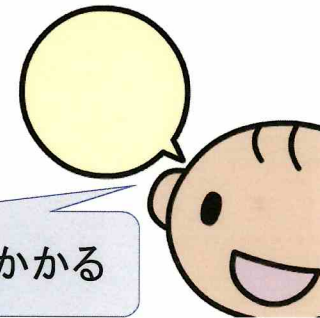
体を動かすことが苦手



読むことに時間がかかる



話をするのに時間がかかる

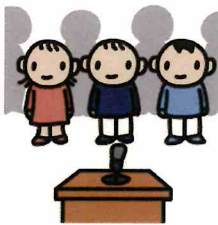


こんなことはありませんか？

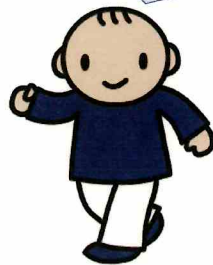


自分の気持ちが自分でも分からない

集団に入ると周りが気になる



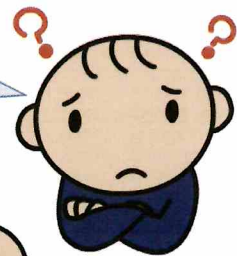
いつでもどこでも動いてしまう



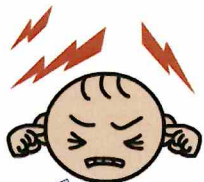
整理整頓が上手くいかない



思ったことをすぐに言ってしまう



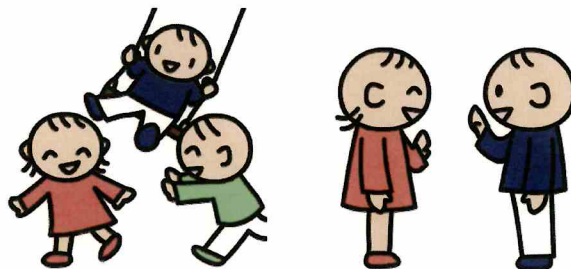
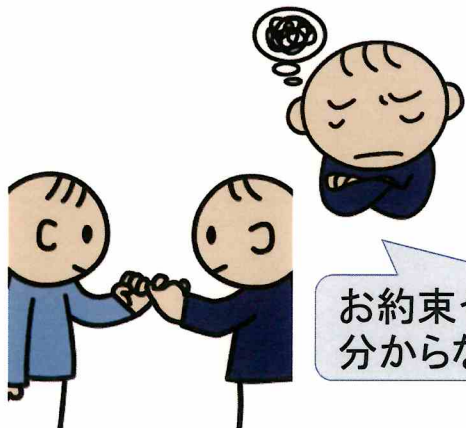
音や光、見えるもの全てが気になる



困っているけど、困っていると言えない



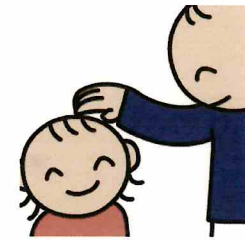
お約束や相手の気持ちが分からない



一人ひとりの子どもの個性を認め、可能性を最大限に伸ばし、その能力を発揮することで自立し自らの特性を長所として社会に参加し、安心して心豊かに暮らせる共生の社会

自分のことは自分で判断し、人任せにしないこと

対人関係や生活、学習面で支援が必要な子どもたちに、できる喜びを実感し、自信を持って心豊かに学校生活を送る



- ・校内支援委員会の設置(配慮が必要な子どものための具体的な支援の方法について話し合う)
- ・特別支援教育コーディネーターの設置(保護者の相談窓口となり、各種の連絡・調整)
- ・教職員の研修(子どもの理解や専門知識の向上)
- ・県や市の専門家による相談事業(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、巡回相談等)

★合志市の特別支援教育の推進

〔教育相談(巡回相談)〕

保護者や学校に、子どもの状況に応じた教育支援のために臨床心理士やスクールソーシャルワーカーを派遣しています。

〔教育活動指導員〕

子どもの状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うために各学校に指導員を配置しています。

〔教育介護補助員〕

特に配慮を必要とする子どもの介護や教育的支援を行うために各学校に補助員を配置しています。

〔市コーディネーター会議〕

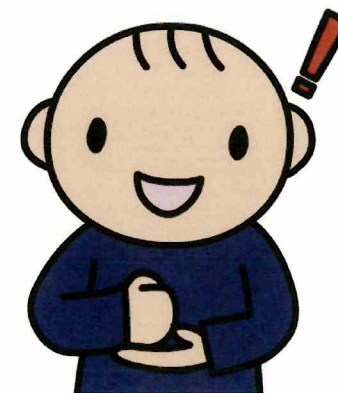
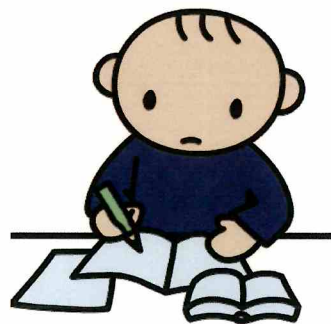
市内の各園・各学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修を行っています。



学校全体で特別支援教育に取り組んでいます！

通常の学級での指導

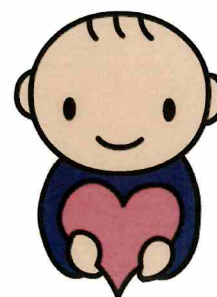
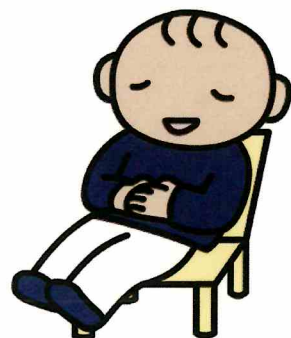
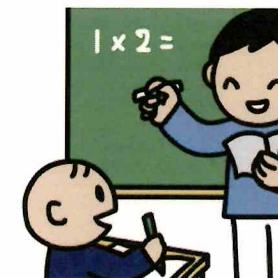
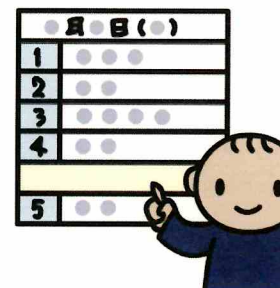
- 学年や教科によって少人数や習熟度別の指導などの授業を行っています。
- 中学校1年生は、1学級を35人にして少人数のよさを生かし、子どもたちへきめ細かな指導を行っています。
- 授業をはじめ全ての教育活動は、特別支援教育の視点に立って指導を行っています。
(例) 視覚教材の使用、わかりやすい指示、達成可能な課題の提示、共感的な態度など。
- 市で派遣した教育活動指導員等が支援します。



特別支援学級での指導

子どもたちの学習・生活上の困難さを改善・克服することを支援するための学級(特別支援学級)が設置されています。

- 子どもの状況に応じた教科の学習や自立のための学習活動を行います。
- 子どもの発達段階に応じた個別や小集団での指導を中心に学習をします。
- 通常学級との交流・共同学習については、相談の上で決めていきます。
- 子どもの特性に応じて市で派遣した教育介護補助員等が支援していきます。
- 既設の学級への在籍は教育支援委員会で審議して決まります。
- 学級の種類には、知的障がい、肢体不自由、自閉症・情緒障がいがあり『ひまわり学級』といいます。



通級指導教室での指導(本校には設置していませんので、保護者の責任の下下記の学校へ送迎して頂くことになります)

「通級」とは、通常の学級で生活している子どもたちが、現在通学している学校や学級に籍を置いて、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、月1時間～週8時間程度、別の教室に通って、子どもの状況に応じた指導を受けることをいいます。

- 教室の種類には、自閉症・情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、肢体不自由、言語障がい、弱視、難聴、病弱・身体虚弱があります。合志市では、「LD・ADHD等」「ことば」の教室を設置しています。
- 入級は市の教育支援委員会で審議して決まります。

合志市の通級指導教室

①このようなお子さんのために

- 通常の学級に在籍していて、学習にはおおむね参加できるが、医療機関等でLD・ADHD等と診断されたお子さん。
- 専門家による発達検査等でLD・ADHD等の特性を有していると判断されたお子さん。
- 在籍校や心理士等からLD・ADHD等の特性を有していると判断されたお子さん。
- 発音(ことば)に誤りがあったり、ことばが出にくかったりつまったりする、ことばの発達に不安がある、ことばが原因でコミュニケーションがうまくとれないお子さん。

〈LD・ADHD等通級指導教室設置校〉

合志中学校 (096-248-0006)

西合志南中学校 (096-242-3733)

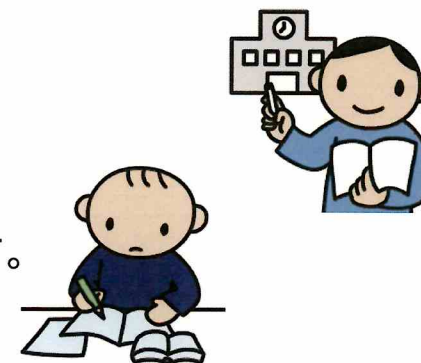
〈ことばの教室設置校〉

西合志東小学校 (096-242-0511)

※他校から通級する場合は、事故防止のため、通級指導教室の行き帰りは保護者が付き添うことをお願いしています。
初めて来校される際は、玄関(事務室)で受付されますようお願いいたします。

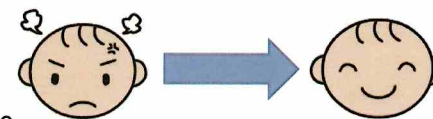
②このような学習システムで

- 月に1時間～週8時間で、個別又は小集団による指導を行います。
- 指導時間や回数は、お子さんの状況や通級の人数によって異なります。
- 指導計画等については、保護者と通級指導校、在籍校で話し合いを行い、作成します。
- 指導の経過は、指導記録をもとに学校間で情報交換を行います。



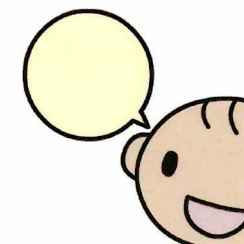
③このような内容を

- 一人ひとりに応じた指導計画を立て、それぞれに応じた指導を行います。
- 子どもの発達段階に応じたスモールステップの指導を中心に進めていきます。
- 学習上、又は生活上の困難さを改善・克服するためにソーシャルスキル(コミュニケーションや社会性)の指導、気持ちの安定を図るなどの指導を行います。
- 発音(ことば)に関わる器官の働きを高めたり、正しい発声・発音ができるようにします。



④通級への入級から退級まで

- 入級の相談は、まず在籍校にお願いします。
- 入級から退級までの手続きは、合志市通級指導実施要綱に従って行われます。
- 入級と退級は、合志市教育支援委員会で審議して決定します。
- 通級の開始及び通級指導に必要な事項については、在籍校からお知らせします。
- 通級指導に必要な書類は、在籍校と通級指導校、市教委で作成します。
- 原則として他校通級の往復は、保護者付き添いの上でお願いします。
- 希望が多い場合は、指導を待っていただく場合がありますのでご了承ください。



障がいや特性の有無にかかわらず、全ての生徒が過ごしやすい学校・学級、分かりやすい授業を目標に取り組んでいます。

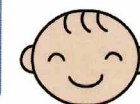
多かれ少なかれ、大人も子どもも、誰にでも得意・不得意があります。不得意なことや障がい、特性があることに原因や理由はありません。もちろん、本人や周りに責任もありません。



不得意なこと

どのようにしたら

できること



工夫

どのようにしたらできることになるか、そのための方法・工夫を一緒に考えていきます。

中学校の3年間は想像以上に短いです。社会の荒波に出る準備をする期間です。荒波に出たときに『どのようにすれば自分が無理をせずに過ごすことができるのか』を身につける時期です。進路選択(進学・就労)を視野に取り組んで行きます。



些細なことでも構いませんので、心配なことや気になることがありましたらご相談下さい。



特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室への転籍を希望される場合は、教育相談を行い、教育支援委員会で審議を行う必要があります。

教育相談の窓口 小学校、または中学校の特別支援教育コーディネーター